

○宜野湾市水道事業給水条例施行規程

平成10年 3 月20日

水道局管理規程第 1 号

宜野湾市水道事業給水条例施行規程(昭和47年水道規程第 6 号)の全部を次のように改正する。

(目的)

第 1 条 この規程は、宜野湾市水道事業給水条例(平成 9 年宜野湾市条例第21号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給水装置工事の申込)

第 2 条 条例第 7 条の規定による給水装置の新設、改造、修繕及び撤去の工事(以下「工事」という。)を申し込む場合は、給水装置工事申込書(様式第 1 号)又は給水装置工事臨時申請書(様式第 2 号)によって行われなければならない。

2 指定給水装置工事事業者(以下「指定工事事業者」という。)は、条例第 9 条第 2 項に規定する設計審査を受けるため、前項に規定する申込書に設計図を添えて上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に申込みをしなければならない。

(工事検査)

第 3 条 指定工事事業者は、条例第 9 条第 2 項に規定する工事検査を受けるため、工事完了後速やかに給水装置工事公道屋内検査申請書(様式第 3 号)を管理者に提出しなければならない。

2 指定工事事業者は、工事を行う場合において、埋設、被覆等のため工事竣工後、検査できない部分については、工事施工の判断ができる写真を提出しなければならない。

3 指定工事事業者は、工事検査の結果、手直しを要求されたときは、指定された期間にこれを行い、改めて管理者の工事検査を受けなければならない。

(工事の変更又は取消しの届出)

第 4 条 工事の申込者は、申込みの内容を変更し、又は工事の取消しをしようとするときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(承諾書等の提出)

第5条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める書類の提出を求めることができる。

- (1) 他人の家屋又は他人の所有地内に給水装置を設置するとき 当該家屋又は所有者等の承諾書
- (2) 他人の給水装置から分岐するとき 当該給水装置所有者の承諾書
- (3) その他管理者が必要と認めるとき 利害関係人の同意書又は申込者の誓約書(様式第4号)

(給水契約の申込)

第6条 条例第13条の規定による給水契約の申込みは、給水契約申込書(様式第5号)の提出をもって行う。

(給水装置及び水質の検査請求等)

第7条 条例第21条第1項の規定により、水道使用者等が給水装置又は水質の検査を請求するときは、給水装置(水質)検査請求書(様式第6号)による。

- 2 管理者は、前項の規定により給水装置又は水質について検査を行ったときの請求者に対する通知は、給水装置(水質)検査結果通知書(様式第7号)による。

(給水の適用基準)

第8条 条例第23条第2項に定める用途別の適用基準は、次のとおりとする。

- (1) 家庭用 専用栓で家事用に使用するもの
- (2) 営業用 1. 3. 4. 5. 6. 7号以外に使用するもの
- (3) 浴場営業用 公衆浴場の確保のための特別処置に関する法律(昭和56年法律第68号)第2条に規定する公衆浴場を業として使用するもの
- (4) 官公署その他団体用 官公署、学校、諸団体、公民館、米軍等において使用するもの
- (5) 臨時用 興業、工事その他臨時に使用するもの
- (6) 私設消火栓用 消火演習に使用するもの
- (7) 連合専用(共同住宅用) 1個の水道メーター(以下「メーター」という。)により2戸以上で家庭用として使用するもの

(メーターの保管)

第9条 水道使用者等は、メーターの検針、点検、修繕及び取替えに支障を来すような工作物を設け、又は物件を放置してはならない。

2 水道使用者等がメーター及び附属機器を亡失又は毀損したときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

3 前項の場合は、管理者の定めるところに従いその補修に必要な費用を納付しなければならない。ただし、天災、その他水道使用者等の責任でないと認めるときは、この限りでない。

4 管理者は、第1項の規定により点検等に支障が生じたときは、その位置を変更することができる。ただし、この場合に要する費用は水道使用者等の負担とする。

(条例第18条の届出の様式)

第10条 条例第18条の規定による届出の様式は次のとおりとする。

(1) 水道の使用をやめるとき。

給水装置使用廃止(中止)届 (様式第8号)

(2) 用途を変更するとき。

給水装置用途変更届 (様式第9号)

(3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

私設消火栓演習使用届 (様式第10号)

(4) 連合専用給水装置適用(変更)するとき。

連合専用給水装置適用(変更)届 (様式第11号、様式第11号の2)

(5) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。

水道の使用者名義、住所変更届 (様式第12号)

(6) 給水装置の所有者に変更があったとき。

給水装置所有者変更届 (様式第13号)

(7) 消防用として水道を使用したとき。

消防用水道使用届 (様式第14号)

(8) 代理人若しくは管理人、又は住所に変更があったとき。

代理人、管理人変更届（様式第15号）

（9） メーター等を亡失（毀損）したとき。

水道メーター等亡失（毀損）届（様式第16号）

（料金の徴収）

第11条 条例第24条の規定による水道料金（以下「料金」という。）は、宜野湾市上下水道料金納額告知書兼領収証（様式第17号）により、企業出納員、現金取扱員、水道料金徴収事務受託者をして徴収させる。

2 料金の領収書は、企業出納員、現金取扱員、水道料金徴収事務受託者の領収印のあるものに限り有効とする。

（使用水量の計量）

第12条 条例第25条の規定によるメーターの検針において使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数は翌月に繰り越して計量する。

2 月の中途において使用を廃止した場合で使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、端数は切り捨てる。

（使用水量及び用途の認定基準）

第13条 条例第26条の規定による使用水量及び用途の認定は次のとおりとする。

（1） 管理者は、メーターの異常、その他の理由により使用水量が判明しないときは、前3検針月又は前年同期における使用水量及び使用状況その他の事情を参酌して使用水量を認定する。

（2） 料金の異なる2種以上の用途に水道を使用するときの用途の区分は、料率の高い用途を適用する。

（3） 私設消火栓を条例第19条による場合のほか、無断使用したときは、条例第39条に該当する行為とみなし、その使用量は実情を考慮して認定する。

2 前項第1号のメーターの異常とは、差異100分の4を越える場合をいう。

（料金の督促）

第14条 条例第30条第1項の規定により行う督促は、督促状（様式第18号）によるものとする。

（料金、手数料等の軽減又は免除）

第15条 条例第33条の規定により料金、手数料等の減免を申請しようとする者は、その理由を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた場合はこの限りでない。

2 料金又は手数料の額を減免する場合の軽減の額は、管理者が別に定める。

(債権の放棄)

第15条の2 条例第33条の2及び宜野湾市債権管理条例(令和6年宜野湾市条例第6号)第6条に規定する債権の放棄については、宜野湾市債権管理条例施行規則(令和6年宜野湾市規則第5号)の例による。

(水道利用加入金)

第16条 条例第31条の規定による水道利用加入金(以下「加入金」という。)については、次の各号に定めるところによる。

(1) 給水装置の新設又はメーター口径の増径申請をする者が、加入金を納付しない場合は、給水装置工事の申込みを受理しないものとする。

(2) 既設の給水装置のメーター外から分岐して給水装置を新設する場合も加入金を徴収する。

(3) 家屋の改築等で既設の給水装置を撤去し、同一口径以下のメーターを新たに設置する場合は徴収しない。ただし、メーターの増径をする場合は、新旧メーターの差額分を徴収する。

(4) 2個以上の既設給水装置を撤去して給水装置を新設する場合、新設メーターの口径に係る加入金と撤去メーターの各口径に係る加入金の合計額が同額以下の場合は徴収しない。ただし、新設メーターに係る加入金が撤去メーターの各口径に係る加入金の合計額を超える場合は、その差額分を徴収する。

(措置指示)

第17条 条例第34条の規定による措置指示は、給水装置に関する指示書(様式第19号)により行うものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(給水の停止)

第18条 条例第35条及び第36条の規定に基づき、給水を停止する場合は、給水停止通知書(様式第20号又は様式第21号)によりこれを水道使用者等に通知するも

のとする。

- 2 前項の処分を受けた者が、その原因を解消して再び給水を受ける場合は、給水再開届(様式第22号)を提出しなければならない。

(身分証明書の携帯)

第19条 給水装置の検査又はメーターの点検等に従事する職員及び受託者は、水道事業従事職員証(様式第23号)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(標識の掲示)

第20条 給水装置の所有者は、本市が交付する標識(様式第24号)を門戸又は見やすい箇所に掲示しなければならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び検査)

第21条 条例第41条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除は、毎年1回以上定期的に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な処置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査すること。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあると知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる処置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、毎年1回以上定期的に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

附 則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

- 2 この規程の施行前において、改正前の旧規程により既になされた申請、承認その他の手続き及び処分は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成15年1月22日水道局管規程第1号)

この規程は、平成15年3月31日から施行する。

附 則(平成18年11月13日水道局管規程第8号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年11月16日水道局管規程第1号)

この規程は、公布の日から施行し、平成22年4月1日より適用する。

附 則(平成22年11月16日水道局管規程第4号)

この規程は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市水道事業給水条例施行規程の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成30年3月23日水道局管規程第10号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月20日上下水道局管規程第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月14日上下水道局管規程第7号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の宜野湾市水道事業給水条例施行規程に規定する様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和6年3月28日上下水道局管規程第6号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 2 条)

(表面)
給 水 装 置 工 事 申 込 書

	技術管理者	課 長	係 長	係	検査員	水 道 番 号	— —			
審 査						受 付 番 号	第	号	配水ブロック番号	
						受付年月日	年 月 日			
完 了						完了年月日	年 月 日			
						設 置 場 所	宜野湾市			
宜野湾市上下水道事業管理者 殿 宜野湾市水道事業給水条例及び関連規程を遵守し、給水装置工事に關する一切の事項を下記の指定給水装置工事事業者に委任し、工事の申込みをします。 また、本給水装置工事について、利害関係人との間に紛争又は事故を生じた場合は、一切私の責任において処理します。 なお、市が貸与する量水器を最善の注意を持って管理します。 年 月 日 申込者(所有者) ※本人自署（法人の場合は記名可） 住所 フリガナ 氏名 電話 指定給水装置工事事業者 指定番号 第 号 住所 商号 代表者 給水装置工事主任技術者 免状交付番号 第 号 氏名							工 種	・新 設 ・改 造 ・修 繕 ・撤 去		
							用 途	・家庭用 ・営業用 ・官公署用 ・臨時用		
							給水方式	・直 結 ・受水槽		
							水道の種類	・簡易専用水道 ・小規模受水槽		
							貯水槽等	・受水槽(有・無) 材質 容量 m ³		
								・高置水槽(有・無)材質 容量 m ³		
								・雨水槽(有・無) 材質 容量 m ³		
								・地下水(有・無) 材質 容量 m ³		
								・防火水槽(有・無)材質 容量 m ³		
							検針種別	・各戸検針()・集中検針()・連合専用()		
							建物概要	・住 宅()・店 舗()・アパート()		
								・事務所()・その他()		
								・ 造 ・地 上(階)・地 下(階)		
							下水道接続	・有り ・無し ・浄化槽		
							排水設備申請	年 月 日		
道路 占用	種 別	・国 道・県 道・市 道・里 道・私 道								
	許 可	年 月 日								
	許可番号	第 号								
氏名	工事期間	自 年 月 日								
		至 年 月 日								
見取図	メーター口径	mm		確認印						
	加 入 金 (税込み)	年 月 日								
		円								
	諸手数料	年 月 日								
		円								
	臨 時 用 途	・有り ・無し								
メーター指数	m ³									
備 考										

(裏面)

给水装置工事公道图

公道検査年月日

全

11

日

検査員

平面图·掘断面图

止水栓 分水栓の位置(オフセット)

掘削状況			分岐状況		閉栓作業		現地水圧	
湧水有り (GL— m)		・普通土 ・岩	・新設		・有り ()		MPa	
・湧水無し		・その他 ()	・既設 (年度)		・無し			
水質検査 (公道)			水質検査 (完了)					
残留塩素濃度		色	濁り		残留塩素濃度		色	濁り
mg/l		・異常あり・異常なし	・異常あり・異常なし		mg/l		・異常あり・異常なし	・異常あり・異常なし

備 考

様式第 2 号(第 2 条)

給水装置工事臨時申請書									
年 月 日									
宜野湾市上下水道事業管理者 殿									
申 込 者					住 所				
※本人自署					フリガナ				
(法人の場合は記名可)					氏 名		印		
宜野湾市水道事業給水条例第7条の規定に基づき、下記の通り工事の申込みをしますので承認願います。また、本給水装置工事について、利害関係人との間に紛争又は事故を生じた場合は、一切私の責任において処理します。									
水道 番号		— —		技術 管理者				課 長	
						係 長			
設 置 場 所				受 付 番 号		第 号			
所 有 者 (施 主)		住 氏 所 名		受 付 年 月 日		年 月 日			
使用者 (建設工事 請負者)		住 所 名 社 代 表 者		配水ブロック番号					
				メ ー タ ー 口 径		mm			
指定工事業者 及び代表者名				主 任 技術者名					
工 事 場 所 附 近 見 取 図									
(備考)									

様式第 3 号(第 3 条)

年 月 日

宜野湾市上下水道事業管理者 殿

指定工事業者名
主任技術者氏名

給水装置工事^{公道}_{屋内}検査申請書

別添のとおり工事竣工しましたので、宜野湾市水道事業給水条例第 9 条第 2 項の規定に基づき検査していただきますよう申請いたします。

記

1 工事申請場所 _____

1 申請者名 _____

住 所 _____

氏 名 _____

1 検査希望月日 _____

様式第4号(第5条)

誓 約 書

年 月 日

宜野湾市上下水道事業管理者 殿

給水装置工事申込者 ※本人自署（法人の場合は記名可）

住 所

氏 名

印

給水装置工事場所

私所有の給水装置において、漏水や破損等の不具合が発生した場合は、当方で責任をもって解決いたします。

様式第5号(第6条)

給 水 契 約 申 込 書 宜野湾市上下水道事業管理者 殿 宜野湾市水道事業給水条例第13条の規定により申込致します。尚水道使用について の関係条例規則を遵守します。									
水道番号									
整理番号									
						年 月 日 AM PM			
						住所 届出人 氏名			
給 水 場 所 方 書						勤 務 先		電 話	
ふ り が な 使 用 者						電 話		家 族 数	
								人	
所 有 者 管 理 人 代 理 人 住 所 氏 名						電 話			
量水器番号		指 数		口 径		mm		有 効 年 月	
用 途				変 更 後					
開栓年月日		年 月 日		☐ 午 前 ☐ 午 後					
支 払 方 法		☐ 口 座		☐ 集 金		☐ 郵 送			

実 施 日	☐ 閉栓	☐ 検針	年	月	日	☐ 午前	☐ 午後
前回検針日	年		月	日	今回検針日	年	
前回指数			今回指数			使用水量	
最 終 水 道 料 金	上水道 _____ 下水道 _____ 計 _____				区 分	☐ 2 月 ☐ 半 月 ☐ 1 月 ☐ 未測定	
移動先					TEL _____		
その他					TEL _____		
☐ 窓口精算 ☐ 現場精算 (場所)					月	日	時

滞納撤去分 再開年月日	年 月 日	☐ 午前 ☐ 午後	指數	m ³
未納料金	☐ 有 ☐ 無		係	

タンク		井戸		世帯数		階数		分岐点		下水道		
施行年月日		施 行 者		電 算		□入力 □照合		課 長		係 長		受 付

様式第6号(第7条)

給水装置(水質)検査請求書

年 月 日

宜野湾市上下水道事業管理者 殿

水道使用者 住所_____

氏名_____

下記のとおり給水装置(水質)の検査を願いたいので宜野湾市水道事業給水条例第21条
第1項の規定により請求します。

記

給水装置の設置場所 _____

用途及び水道番号 _____

検査請求の内容 _____

様式第7号(第7条)

給水装置(水質)検査結果通知書

年 月 日

殿

宜野湾市上下水道事業管理者

上下水道局長

年 月 日付の検査請求に基づき、下記のとおり検査を行ったので宜野湾市水道事業給水条例第21条第1項の規定により通知する。

記

検査実施年月日 _____

検査の内容 _____

検査の結果 _____

様式第8号(第10条)

給水装置使用廃止(中止)届 宜野湾市上下水道事業管理者殿 宜野湾市水道事業給水条例第18条の規定に基づき、下記の通りお届け致します。 年 月 日 AM PM									
水道番号									
整理番号									
住所 届出人 氏名									
給水場所書						勤務先	電話		
ふりがな使用						電話	家族数		
所有者 代理人 住所氏名						電話			
量水器番号	指数		口径		mm	有効	年月		
用途	変更後								
開栓年月日	年 月 日					□午前 □午後			
支払方法	□口座 □集金 □郵送								

実施日	□閉栓 □検針 年 月 日					□午前 □午後	
前回検針日	年 月 日		今回検針日		年 月 日		
前回指数	今回指数		使用水量				
最終水道料金	上水道 下水道 計			区分	□2月 □半月 □1月 □未調定		
移動先	TEL						
その他	TEL						
□窓口精算 □現場精算		(場所		月 日 時		)	

滞納撤去分 再開年月日	年 月 日 □午前 □午後				指数	m³
未納料金	□有 □無				係	

タンク	井戸	世帯数	階数	分岐点	下水道
施行年月日	施行者	電算	□入力 □照合	課長	係長
年 月 日					受付

様式第9号(第10条)

給 水 装 置 用 途 変 更 届									
宜野湾市上下水道事業管理者 殿									
宜野湾市水道事業給水条例第18条の規定に基づき、下記の通りお届け致します。									
水道番号		年 月 日 AM PM							
整理番号		住所 届出人 氏名							
給 水 場 所 方 書						勤 務 先	電 話		
ふ り が な 使 用 者						電 話	家 族 数 人		
所 有 者 代 理 人 住 所 氏 名						電 話			
量水器番号		指 数		口 径	mm	有 効	年 月		
用 途						変 更 後			
開栓年月日	年 月 日					☐ 午 前	☐ 午 後		
支 払 方 法	☐ 口 座 ☐ 集 金 ☐ 郵 送								

実 施 日	☐ 閉栓	☐ 検針	年 月 日		☐ 午前	☐ 午後	
前回検針日	年 月 日		今回検針日	年 月 日			
前 回 指 数			今回指数			使用水量	
最 終 水 道 料 金	上水道			区	☐ 2 月		☐ 半 月
	下水道 計			分	☐ 1 月		☐ 未調定
移動先				TEL			
その他				TEL			
☐ 窓口精算	☐ 現場精算			月 日 時	)		
(場所							

滞納撤去分 再開年月日	年 月 日				☐ 午前	☐ 午後	指数	m³
未 納 料 金	☐ 有 ☐ 無				係			

タンク		井 戸		世帯数		階 数		分岐点		下水道	
施 行 年 月 日		施 行 者		電 算	☐ 入力	課		係		受 付	
年 月 日					☐ 照合	長		長			

様式第10号(第10条)

私 設 消 火 栓 演 習 使 用 届	
年 月 日	住 所
宜野湾市上下水道事業管理者殿	届出人 氏 名
下記のとおり消火栓を使用したいのでお届け致します。	
設 置 場 所	
消 火 栓 の 種 別	
使 用 目 的	
演 習 使 用 年 月 日	平成 年 月 日 時 分 時 分 秒 分 秒
摘 要	

様式第11号(第10条)

宜野湾市上下水道事業管理者 殿					年 月 日	
申請者 所有者					印	
住所						
氏名						
電話						
代理人 物件管理者					印	
住所						
氏名						
電話						
連合専用給水装置適用(変更)届						
建 物 の 名 称						
給 水 装 置 場 所						
水 道 番 号		世 帯 数		人 員 数		
— —		戸		人		
貯水槽(タンク)		口径及びメータNo.		建 物 階 数		
受水 m³	高水 m³	M/M No.		階		
適 用		現 場 調 査				
年 月分		年 月 日		氏名		印
備考	添付書類 別紙図面 子メータ有効年					
決裁	課 長	係 長	係 員	電算処理	入 力	照 合

※ 建物の増改築等により戸数に異動が生じたときは届出て下さい。

様式第11号の2(第10条)

附 近 見 取 図	水道番号	—	—
建 物 平 面 図			

様式第12号(第10条)

水道の使用者名義、住所変更届 宜野湾市上下水道事業管理者 殿 宜野湾市水道事業給水条例第18条の規定に基づき、下記の通りお届け致します。 年 月 日 AM PM									
水道番号									
整理番号									
住所 届出人 氏名									
給水場所書						勤務先		電話	
ふりがな使用者						電話		家族数人	
所有者 管理 代理人 住所氏名						電話			
量水器番号		指数		口径		mm		有効年月	
用途						変更後			
開栓年月日		年 月 日				☐ 午前 ☐ 午後			
支払方法		☐ 口座 ☐ 集金 ☐ 郵送							

実施日	☐ 閉栓 ☐ 検針	年 月 日		☐ 午前 ☐ 午後
前回検針日	年 月 日	今回検針日		年 月 日
前回指数	今回指数	使用水量		
最終水道料金	上水道 下水道 計	区分	☐ 2 月 ☐ 半月 ☐ 1 月 ☐ 未調定	
移動先		TEL		
その他		TEL		
☐ 窓口精算 ☐ 現場精算 (場所		月 日 時)		

滞納撤去分 再開年月日	年 月 日	☐ 午前 ☐ 午後	指数	m³
未納料金	☐ 有 ☐ 無		係	

タンク	井戸	世帯数	階数	分岐点	下水道
施行年月日	施行者	電算	☐ 入力 ☐ 照合	課長	係長
年 月 日					受付

様式第13号(第10条)

給水装置所有者変更届									
宜野湾市上下水道事業管理者 殿									
宜野湾市水道事業給水条例第18条の規定に基づき、下記の通りお届け致します。									
水道番号		年 月 日 AM PM							
整理番号		住所 届出人 氏名							
給水場所書						勤務先	電話		
ふりがな使用者						電話	家族数人		
所有者代理人住所氏名						電話			
量水器番号	指数		口径	mm	有効	年月			
用途						変更後			
開栓年月日	年 月 日					☐ 午前	☐ 午後		
支払方法	☐ 口座 ☐ 集金 ☐ 郵送								

実施日	☐ 閉栓	☐ 検針	年 月 日		☐ 午前	☐ 午後	
前回検針日	年 月 日		今回検針日	年 月 日			
前回指数			今回指数	使用水量			
最終水道料金	上水道			区	☐ 2 月		☐ 半月
	下水道 計			分	☐ 1 月		☐ 未調定
移動先				TEL			
その他				TEL			
☐ 窓口精算	☐ 現場精算			月 日 時			)
(場所							

滞納撤去分再開年月日	年 月 日	☐ 午前	☐ 午後	指数	m³
未納料金	☐ 有 ☐ 無			係	

タンク	井戸	世帯数	階数	分岐点	下水道
施行年月日	施行者	電算	☐ 入力 課	係	受
年 月 日			☐ 照合 長	長	付

様式第14号(第10条)

消 防 用 水 道 使 用 届	
年 月 日	住 所 届出人 氏 名
宜野湾市上下水道事業管理者殿	
下記のとおり消火栓を使用したのでお届け致します。	
設 置 場 所	
水 道 番 号	
使 用 水 量	
使 用 目 的	
使 用 日 時	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分
摘 要	

様式第15号(第10条)

代理人、管理人変更届 宜野湾市上下水道事業管理者 殿 宜野湾市水道事業給水条例第18条の規定に基づき、下記の通りお届け致します。 年 月 日 AM PM									
水道番号									
整理番号									
住所 届出人 氏名									
給水場所書						勤務先		電話	
ふりがな使用者						電話		家族数人	
所有者 管理 代理人 住所氏名						電話			
量水器番号		指数		口径		mm		有効年月	
用途				変更後					
開栓年月日		年 月 日		☐ 午前 ☐ 午後					
支払方法		☐ 口座		☐ 集金		☐ 郵送			

実施日	☐ 閉栓 ☐ 検針	年 月 日		☐ 午前 ☐ 午後
前回検針日	年 月 日	今回検針日	年 月 日	
前回指数	今回指数	使用水量		
最終水道料金	上水道 下水道 計	区分	☐ 2 月 ☐ 半月 ☐ 1 月 ☐ 未調定	
移動先	TEL			
その他	TEL			
☐ 窓口精算	☐ 現場精算	月 日 時)		
(場所				

滞納撤去分 再開年月日	年 月 日	☐ 午前 ☐ 午後	指数	m³
未納料金	☐ 有 ☐ 無	係		

タンク	井戸	世帯数	階数	分岐点	下水道
施行年月日	施行者	電算	☐ 入力 ☐ 照合	課長	係長
年 月 日					受付

様式第16号(第10条)

水道メーター等亡失(毀損)届

年 月 日

宜野湾市上下水道事業管理者 殿

住 所

氏 名

下記のとおり水道メーター等を亡失(毀損)したので宜野湾市給水条例第18条第2項第6号の規定により届け出ます。

記

給水装置の設置場所	宜野湾市
給水装置の種類及び水道番号	専用給水装置、私設消火せん
亡失(毀損)した部分	
亡失(毀損)の理由	

様式第17号(第11条)



宜野湾市上・下水道料金領収報告書

年 月 分

--	--	--	--	--	--

水 道 番 号	納 付 期 限
	年 月 日

様

領収日付印	上水道料金	
コンピューター消込サイン	下水道料金	
	合 計 金 額	

用途	口径	支払	区分	店番	種目	口番	座号

(上下水道局控)



宜野湾市上・下水道料金領収証

(金融機関控)

水道番号	年 月 分

様

領収日付印

宜野湾市上下水道局 ☎892—3352



宜野湾市上・下水道料金納額告知書兼領収証

水 道 番 号	年 月 分
	年 月 日発行

様

下記の金額を納付してください。

上水道料金	
下水道料金	
合 計 金 額	

使 用 水 量	m ³
用 途	

納 付 期 限
年 月 日

宜野湾市上下水道事業管理者 上下水道局長

宜野湾市上下水道局 業務サービス課

☎892—3352

領収日付印

上記の金額を領収しました。



この領収証は後日の紛争をさけるため5ヶ年間保存して下さい。
料金を訂正したもの、領収日付印のないものは無効です。



宜野湾上原局
料金後納郵便

郵便はがき
000-0000

様

上・下水道料金納付のお知らせ

WATER BILL

給 水 場 所

水道名義人
水道番号 年 月 分

----- ☆ 上下水道局からのお知らせ欄 ☆ -----

901—2203宜野湾市野嵩730番地
宜野湾市上下水道局 ☎892—3352

・ご案内は内側にあります。ここからゆつくりとはがきしてご覧ください。
・水に濡れているときは乾燥させてから開封して下さい。


 宜野湾市上・下水道料金領収済報告書
 (督促)

--	--	--	--	--	--

水 道 番 号	納 付 期 限
	年 月 日

領収日付印		上水道料金	
コンピューター消込サイン		下水道料金	
		督促手数料	
		合 計 金 額	
店番種	口座番号	(上下水道局控)	


 宜野湾市上・下水道料金領収証(督促)
 (金融機関控)

水道番号		年	月	分
	様	領収日付印		
合計金額	円	宜野湾市上下水道局 ☎892-3352		



宜野湾市上・下水道料金等督促状兼領収証

年 月 分

水 道 番 号

年 月 日発行

様

上水道料金	
下水道料金	
督促手数料	
合 計 金 額	

使用水量	m ³
用途	

納 付 期 限		
年	月	日

宜野湾市上下水道事業管理者
上下水道局長

宜野湾市上下水道局
業務サービス課
☎892—3352

この領収証は後日の紛争をさけるため5ヶ年間保存して下さい。
料金を訂正したもの、領収日付印のないものは無効です。

領収日付印

上記の金額を領収しました。


 新潟大学図書館
 金納後料
 郵便

郵便はがき

00000000

様

上・下水道料金納付のお知らせ

WATER BILL

給水場所	
水道名義人	
水道番号	年 月分

☆ 上下水道局からののお知らせ欄 ☆

901—2203宜野湾市野嵩730番地

宜野湾市上下水道局 ☎892—3352

- ・ご案内は内側にあります。ここからゆつくりとはがしてご覧ください。
- ・水に濡れているときは乾燥させてから開封して下さい。

宜水 第 号

年 月 日

給水装置に関する指示書

水 道 番 号

給水装置の設置場所

給水装置所有者

または

給水装置使用者

宜野湾市水道事業給水条例第34条の規定に基づき下記のとおり指示します。

殿

宜野湾市上下水道事業管理者
上下水道局長



記

1 指示事項

給 水 停 止 通 知 書

水道番号

年 月 日

住 所

水道使用者 氏 名

あなたは、宜野湾市水道事業給水条例第35条の規定に違反し、当上下水道局の指示を守らないのでやむを得ず給水を停止します。

給水の停止中、給水装置を取扱ったときは、同規程第38条の規定により過料が科されますので、その旨承知ください。

記

(違反事項)

宜野湾市上下水道事業管理者

上下水道局長

印

給 水 停 止 通 知 書

水道番号 メーター番号

Water No. _____ Meter No. _____

宜野湾市

あなたは下記の料金が指定期限までに納入されていませのでやむをえず給水停止を致します。給水再開をなさる場合は直接上下水道局の窓口下記料金をお支払い下さい。
尚、給水の停止中給水装置を取扱った時は過料が科されます。

Any tampering of the metering device will be prosecuted in accordance with the city ordinance.

年

	上水道料金 Water Charge	下水道料金 Sewerage Charge	督促料 Commis	延滞金 Arrears	合計 Total
月分	¥	¥	¥	¥	¥
合計 Total					¥

支 払 区 分	宜野湾市上下水道事業管理者
	Ginowan City Water and Sewage Manager

様式第22号(第18条)

給水再開届

宜野湾市上下水道事業管理者 殿

宜野湾市水道事業給水条例施行規程第19条第2項の規定に基づき、給水再開届けを提出します。

水道番号

整理番号

年 月 日 AM PM

住所
届出人 氏名

給水場所書

勤務先

電話

ふりがな使用者

電話

家族数人

所有者代理人住所氏名

電話

量水器番号

指数

口径mm

有効年月

用途

変更後

開栓年月日

年 月 日

☐ 午前 ☐ 午後

支払方法

☐ 口座 ☐ 座 ☐ 集金 ☐ 郵送

実施日

☐ 閉栓 ☐ 検針

年 月 日

☐ 午前 ☐ 午後

前回検針日

年 月 日

今回検針日

年 月 日

前回指数

今回指数

使用水量

最終水道料金

上水道

下水道

計

区分

☐ 2 月 ☐ 半月 ☐ 1 月 ☐ 未調定

移動先

TEL

その他

TEL

☐ 窓口精算 ☐ 現場精算

月 日 時

(場所)

滞納撤去分再開年月日

年 月 日

☐ 午前 ☐ 午後

指数

m³

未納料金

☐ 有 ☐ 無

係

タンク

井戸

世帯数

階数

分岐点

下水道

施行年月日

施行者

電算

☐ 入力 ☐ 照合

課長

係長

受付

年 月 日

様式第 23 号(第 19 条)

(第1面)

証 第	号	
水道事業従事職員証		
宜野湾市上下水道局		

(第2面)

写 真	割印	宜 野 湾 市 上 下 水 道 局
		氏 名
		年 月 日生
本市水道事業に従事している職員であることを証する。		
年 月 日		
宜野湾市上下水道事業管理者		印

(第3面)

水道法抜粋

(給水装置の検査)

第17条 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によつて水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。

2 前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(第4面)

(注意)

- 1 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 この証明書を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- 3 この証明書は、新たに証明書の交付を受けたとき又は退職等のときは、直ちに発行者に返さなければならない。

様式第24号(第20条)

水	道	番	号
宜	野	湾	市
上	下	水	道
局			

様式第1号(第2条)

様式第2号(第2条)

様式第3号(第3条)

様式第4号(第5条)

様式第5号(第6条)

様式第6号(第7条)

様式第7号(第7条)

様式第8号(第10条)

様式第9号(第10条)

様式第10号(第10条)

様式第11号(第10条)

様式第11号の2(第10条)

様式第12号(第10条)

様式第13号(第10条)

様式第14号(第10条)

様式第15号(第10条)

様式第16号(第10条)

様式第17号(第11条)

様式第18号(第14条)

様式第19号(第17条)

様式第20号(第18条)

様式第21号(第18条)

様式第22号(第18条)

様式第23号(第19条)

様式第24号(第20条)